

【シンポジウム報告3】

ドイツにおける〈市民社会〉概念——ファーガスン、スミス、ヘーゲル——

植村邦彦（関西大学）

ドイツで〈市民社会 *bürgerliche Gesellschaft*〉という言葉が登場するのは、18世紀初頭にラテン語の〈*civitas*〉のドイツ語訳として使われてからであり、その後〈*civitas*〉あるいは〈*societas civilis*〉の訳語としての使用法が定着する。他方、国家の統治体制や支配領域を意味するラテン語の〈*status*〉やイタリア語の〈*stato*〉の同義語としての〈*Staat*〉は、17世紀にはドイツ語に根付いており（参照：<http://www.dwds.de/?qu=staat>）、18世紀後半には「市民社会」は「国家」の別表現としての地位を確立するにいたった。

ところが、1820年に刊行されたヘーゲルの『法哲学綱要』は、「家族」に続く人倫の展開形態として「市民社会」と「国家」とを峻別した。前者は、分業に基づく相互依存の体系であり、階級分化が進展する経済社会として把握される。そのような概念転換はなぜ起きたのか、この概念転換にはどのような意味があるのか。この問題をめぐっては、ファーガスンの『市民社会史論』やスミスの『国富論』の影響が長年にわたって論じられてきた。この報告では、研究史を振り返りながら、ヘーゲルの概念転換の具体的な契機について論じるとともに、この概念転換の思想史的な意味について考えることにしたい。

問題となるのは、第一に、スコットランド啓蒙内部における共和主義的（*civil humanism* 的）伝統と新しい文明社会論との差異であり、ファーガスンの「市民社会」とスミスの「文明的商業社会」との差異である。第二に、ヘーゲルがスミスの「文明的商業社会」を「市民社会」と名付けたことの意味であり、さらに第三に、ヘーゲルが「市民社会」の諸矛盾を解決する高次の人倫的共同体として新たに定義し直した「国家」の意味である。マルクスは、ヘーゲルの「国家」を批判して「市民社会の解剖学」へと向かったが、その試みの継承が低迷しているいま、市民社会の諸矛盾をふまえた新たな公共性の構築が模索されていることには現実的な根拠がある。そのような議論に貢献できれば幸いに思う。